

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年6月26日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局管理規程第3号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤職員の労働条件等) 第51条 第12条の2から第12条の5までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、 <u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u> の適用を受ける職員の例による。	(非常勤職員の労働条件等) 第51条 第12条の2から第12条の5までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、 <u>単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日、休暇等及び育児休業等に関する規程（昭和34年静岡県訓令乙第13号）</u> の適用を受ける職員の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。